

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成25年度第1回武蔵村山市学校給食運営委員会
開 催 日 時	平成25年7月18日（木）午後3時30分
開 催 場 所	中部地区会館（市役所内）401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者 小野委員長、塩畑副委員長、池谷委員、青木委員、小瀬委員、栗原委員、白戸委員、相馬委員、加園委員、小関委員、小山委員、寺田委員（代理：多摩立川保健所 広茂） 欠席者 井上委員、鈴木委員、吉野委員 事務局 教育長、教育部長、学校給食課長、学校給食課学校給食センター所長、同課主査、同課栄養教諭、同課栄養士、同課事務嘱託員
議 題	議題 1 副委員長の選任について 2 平成24年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について 3 その他 協議事項 1 平成25年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出補正予算（第1号）について 2 消費税率の改定に伴う給食費の改定について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：副委員長の選任について 塩畑委員が副委員長に選任された。 議題2：平成24年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について 原案のとおり認定された。 議題3：その他 特になし 協議事項1：平成25年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出補正予算（第1号）について 原案のとおり承認された。 協議事項2：消費税率の改定に伴う給食費の改定について 委員からの意見を踏まえ、今後更に検討することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	※ 一部委員の改選に伴い、会議に先立ち、委嘱書の交付等を行った。 (1) 委嘱書の交付 (2) 教育長挨拶 (3) 委員自己紹介 (4) 事務局職員の紹介 議題1：副委員長の選任について (委員長) ただいまから平成25年度第1回武蔵村山市学校給食運営委員会を開催する。本日の出席委員は12人であり、武蔵村山市学校給食

運営委員会規則第6条第2項に定める定足数に達しているので、会議は有効に成立することを報告する。

これより議題1「副委員長を選任について」お諮りする。事務局より説明を求める。

(事務局) 副委員長については、昨年の第1回運営委員会において、第二小学校PTA会長の荒田委員に就任していただいていたが、PTA役員の改選に伴う委員の改選により、副委員長が欠員となったことから、改めて副委員長を選任していただくものである。

(委員長) 副委員長については、従来からの慣例で、小中学校のPTA会長である委員のうちからそれぞれ協議により選出していただいております、この任期中は小学校のPTA会長のうちから選出することとなっていたと思うが、事務局これに間違いはないか。

(事務局) そのとおりである。

(委員長) 皆さんに御異論がなければそのようにしたいがよろしいか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 副委員長については、小学校のPTA会長である委員のうちから選出するというにさせていただきます。協議のため暫時休憩する。

—休憩—

(委員長) 休憩を解き、会議を再開する。休憩中の協議の結果、副委員長には塩畑委員が選出された。協議結果のとおり、副委員長には塩畑委員を選任したいが異議はないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 異議なしと認める。副委員長は、塩畑委員に決定した。

議題2：平成24年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について

※ 教育長により武蔵村山市学校給食運営委員会への諮問文を朗読

(委員長) 議題2「平成24年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について」を審議する。事務局の説明の後に質疑等を受けるのでよろしくお願ひしたい。

【事務局説明要旨】

○ 平成24年度の学校給食の概要について、平成24年度武蔵村山市学校給食費会計事務報告書により説明

1 施設の概要：本市の学校給食は、小・中学校ともにセンター方式で実施しており、1)の学校給食センターが小学校9校を担当している。調理開始は昭和44年5月で、調理能力は、1日6,000食である。

2)の武蔵村山給食センターは、民間が整備した給食調理施設で、平成22年度から、市立第二学校給食センターに代わり中学校5校の生徒を対象に給食の調理等を行っている。調理能力は、1日3,000

食となっている。

なお、委託している業務は、主に、調理、配送、配膳ということで、学校給食の根幹をなす献立の作成、食材の発注などは、従来どおり、市が責任をもって行っている。

平成24年度の給食従事者数は、資料に記載のとおりであるが、小学校給食については、このほか、各学校に配膳員を配置している。

なお、給食の配送業務は民間委託となっている。

中学校給食については、献立の作成や中間検査としての給食の味見などは、市の栄養士が行っている。

市の栄養士を除く委託先の職員数は、今年度の状況では、正規職員が5人、パートタイム職員が32人、合計37人となっている。この中には、各学校への給食の配送及び各学校での配膳業務を行う者も含まれている。

2 給食費の額：給食費の額は、1食当たりの基準単価に年間の給食実施日数を乗じて年額を算定し、これを8月を除く各月に割り振っているものである。配布資料10にある小学校の第1学年で見ると、年間の給食実施日数が177日、1食当たりの単価が208円ということで、これらを掛けた36,816円が年額となる。このうち8月を除く4月分から2月分までの10か月分で月々3,600円ずつ、合計36,000円を頂戴し、残りの816円を3月分として頂戴することとしている。他の学年・教職員についても同様である。

なお、今年2月に開催された本運営委員会での御意見も踏まえ、平成25年度から、給食費のいわゆる一部前払い制を導入した。内容としては、9月分以降の給食費については、その前月に引き落としをさせていただくこととするもので、例えば、資料10の「2 給食費の納入（口座引き落とし日）」の表のとおり、7月分の給食費については、7月31日が引落日となっているが、9月分については8月30日、10月分については9月30日と、それぞれ前月に引き落としをさせていただくこととしている。

これまでは、給食費の最終の口座引き落とし日は3月15日で、ここで未納となると、以後は現金を学校か給食センターに持参していただかなければならなかったが、今回、最終の口座引き落とし日は2月末となり、その時点で未納があった場合には、3月にもう一度口座引き落としを行う予定である。うっかり忘れていたというようなケースでは、3月中の納入が期待できるほか、学校においても、これまでより余裕をもって催告ができるというように考えている。

なお、給食費の額については、前年度と変更はない。

3 給食センター稼働日数：小学校を担当する学校給食センターについ

ては192日、中学校を担当する武蔵村山給食センターについては189日であった。

4 月別給食基本人員：これらは、毎日給食をとる児童・生徒及び教職員等の数である。

平成24年度の給食基本人員の月平均は、小学校が4,887人、中学校が2,097人、合計では6,984人で、平成23年度と比較すると、小学校で117人、中学校で14人、合計で131人の増となった。

5 延べ給食調理数：小学校、中学校合わせて、調理給食数は131万6,063食で、平成23年度と比較すると71,749食の増となった。

6 月別献立の内容：学校給食基本計画の中で、主食の区分による献立目標を定めており、平成24年度では、米飯給食の割合は小・中学校ともに78%という目標を設定した。実績は、小学校が77.6%、中学校が77.3%ということで、ほぼ目標どおりとなっている。

7 給食用牛乳の購入価格：給食用牛乳には、国庫補助があるため、参考に載せている。平成24年度は、牛乳200cc1本当当たりの供給価格45円49銭に対し国庫補助金が4銭あったことから、保護者負担額は45円45銭であった。ちなみに、平成23年度は、供給価格45円17銭に対し、国庫補助が30銭、保護者負担額は44円87銭ということで、保護者負担額は、牛乳1本当当たり58銭の増となった。

8 学校給食運営委員会開催状況：平成24年度は、7月と2月の2回の開催であった。

9 学校給食主任会開催状況：学校給食主任会は、小・中学校と給食センターが連携を保ち、本市における学校給食の効率的な運営に資するとともに、相互の円滑な事務処理態勢を確保することを目的に設置しているもので、主に、献立の検討と各種連絡調整の場として活用しており、8月を除く毎月開催することとなっている。

○ 平成24年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算書により、決算の概要について説明

1 歳入：調定額の合計は3億942万3,286円、収入済額は2億9,688万7,437円で、収入割合は、96%であった。

なお、歳入の根幹をなす現年分の給食費の収納率は、99.0%であり、平成23年度の99.03%には及ばなかったが、2年連続で99%台を確保できた。

また、収入未済額の合計は、1,147万2千円で、平成23年度と比べ、約42万円減少した。

2 歳出：予算現額3億192万9千円に対する支出済額は2億8,836万4,906円で、執行率は95.5パーセントであった。

また、翌年度への繰越額については、3の歳入歳出差引残額のとおり、852万2,531円となっている。

[決算の詳細説明は省略]

なお、本給食費会計の歳入歳出決算については、平成25年6月27日に市の監査委員による審査をいただき、その結果については配布資料3としてお配りした。

(委員長) これで説明が終わった。これより質疑に入る。

質問のある方は挙手をし、指名があったら、名前を述べてから発言願いたい。

(副委員長) 繰越金の具体的な使いみちはどうなるのか。

(事務局) 給食費は食材の購入に充てるのだが、不足が生じた場合には業者への支払ができなくなるので、若干の繰越金が生じることは当然ある。繰越金は翌年度へ繰り越し、翌年度に使用していくこととなる。

(委員長) ほかに意見、質問はあるか。

ないようなので、質疑を終結する。

議題2「平成24年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに異議はないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 「平成24年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について」はこれを認定することに決定した。なお、本案件については、教育員会からの諮問に基づくものであるので、教育委員会に答申を行う必要がある。答申文の内容については委員長に委任していただきたいが異議ないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 異議なしということで、答申文の内容については、委員長に委任された。

議題3 その他

(委員長) その他だが、委員の皆様から何かあるか。

(委員) なし。

(委員長) 事務局から何かあるか。

(事務局) なし。

(委員長) それでは議題3「その他」については終了し、会議次第5の協議事項に移る。

1点目の「平成25年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出補正予算(第1号)」について事務局から説明されたい。

(事務局) 今回の補正予算は、決算の中でも御説明したとおり、平成2

4年度からの繰越金について、平成25年度の予算に組み入れるとともに、歳入予算の給食費についても、その算定の基礎となる給食基本人員を今年7月1日現在の人数で再積算し、より実態に近いものとするものである。

まず、歳入であるが、3ページ右下のとおり、今年7月1日時点での給食基本人員は7,002人となり、予算編成時の推計値からは110人の減となっている。このため、現年分の給食費については、補正前と補正後の調定見込額の差額の494万9千円を減額するものである。

また、繰越金については、予算編成時では、千円の科目存置としていたが、実際の繰越金が852万2,531円あったことから、852万1千円を増額し、852万2千円とするものである。

従って、合計では、357万2千円を増額となる。

続いて、歳出予算であるが、御存知のとおり、学校給食費会計においては、資金不足に備えた基金等はなく、予算の範囲内の支出であっても、物資の購入費が実際の収入額を超えてしまった場合、納入業者への支払ができないこととなり、また、その場合に不足額を補填する手立てもない。

そこで、今回、歳出予算に新たに予備費の項目を立て、実際の収入額が予算額を下回ることとなった場合でも、物資購入費の支払に支障を来さないようにするものである。

歳入についても、実態に近い数値で再積算しているのので、物資の購入に当たり、予算額を目安とすることができることから、今年度決算では、翌年度への繰越金の額は、予備費として計上した300万円前後に落ち着くものと考えている。

このことにより、歳入で増額を見込んだ357万2千円のうち予備費に充てる部分を除く57万2千円が物資の購入費に充てられることとなることから、小学校費に39万7千円、中学校費に17万5千円をそれぞれ増額するものである。なお、それぞれの額は、小学校及び中学校の給食基本人員の割合で按分したものである。

この補正予算については、委員の皆様からの御意見等をいただいた上で決定していきたいと考えているので、よろしく願います。

(委員長) 意見、質問をお受けする。先ほどと同様に挙手していただき、指名を受けたら名前をおっしゃって発言していただきたい。

(委員) なし。

(委員長) 意見、質問はないようなので質疑を終結する。

平成25年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出補正予算(第1号)についてはこの内容をもって承認することによろしいか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 平成25年度武蔵村山市学校給食費歳入歳出補正予算(第1号)については、この内容をもって承認することに決定した。

(委員長) 協議事項2点目の「消費税率の改定に伴う給食費の会計について」事務局より説明されたい。

(事務局) 御承知のとおり、平成26年4月に、消費税率の改定が予定されているが、景気動向によっては、引上げの停止もありうるということで、まだ決定には至っていない。しかしながら、消費税率が改定された場合、学校給食費会計への影響は少なくないことから、本日は、消費税率が引き上げられた場合の影響と、その影響を勘案した給食費の額の改定について試算した資料をお示しさせていただくこととした。

給食費の額を改定するという場合には、改めて諮問をさせていただくが、本日のところは、この資料をもとに、皆様から意見を頂戴し、今後の参考にしたいという趣旨であるので、よろしく願います。

まず、資料の1枚目を御覧いただきたい。

1点目の消費税の導入及び税率改定の経過であるが、平成24年6月に、消費税法の一部を改正する法律が国会に提出され、8月に可決成立している。今後の予定としては、来年4月には5%の税率が8%に改定され、また、平成27年10月には8%が10%に改定される予定となっているが、表の欄外にあるように、「経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずる」こととされているところである。

続いて、消費税率が改定された場合の影響額であるが、2の(1)は、5%の税率が8%に改定された場合である。

税率は3%引き上げられるが、実際には、100分の105が100分の108になるということであるので、引上率としては、2.857%となる。

これを、先ほどの平成25年度学校給食費会計の補正後の予算額で計算すると、影響額は、8,716,936円となる。

また、(2)は、税率が10%に引き上げられた場合となるが、現状の消費税率5%との比較では、影響額は14,529,243円となり、いずれの場合も、給食費の額を改定しないと、対応は困難と考えている。

そこで、この影響額を勘案して給食費を改定した場合の試算であるが、別紙1のとおり、現行単価に引上率の2.857%を乗じた上で端数整理をすると、差額の欄にあるように、1食当たりの単価は、6円から7円の増となる。これに、学年ごとの給食日数を乗じたものが給食費の年額となり、年間の増加額は、一番右の欄のとおりとなる。

引上額が最も高いのは、1食当たりの単価の引上額が7円で、給食日

数が最も多い小学校5・6年生で、年間1,302円の増となる。

この引上げ後の給食費の年額を各月に割り振ったものがその下の表であり、3月分以外の給食費の額を100円単位に調整し、3月分の額がそれ以外の月の額より少なくなるよう設定すると、3月分以外の月分の給食費は、小学生では月額100円、中学生では月額200円の増額となる。

このように改定した場合、別紙2の左側の表、「(1) 歳入予算」の給食費の比較増減の欄にあるように、収入の増加見込み額は、852万4千円で、先ほど御覧いただいた影響額には19万3千円ほど不足するが、ほぼ、影響額を満たすことができる。

また、消費税率が10%に改定された場合について同様に試算すると、給食費の月額、別紙1の下の表のとおり、小学校3・4年生及び5・6年生では、8%への改定時での100円の増額に加え、更に100円の引上げとなり、現行と比較すると200円の増額になるが、他の学年では、3月分で調整できるため、3月分以外の給食費の額は、8%への改定時と変わらないという結果となった。

また、別紙3のとおり、この改定を行った場合、歳入の増加額は、1,402万1千円となり、影響額の14,529,243円に近い数値となっている。

これまで長くデフレ状態が続いてきたが、今後は、物価の上昇も考えられる。そのあたりも含め、委員の皆様から御意見をいただき、今後更に検討してまいりたいので、よろしく願います。

(委員長) 事務局の説明では、本日、この内容で給食費を改定するかどうかを決定するものではなく、今後検討を行うために委員の皆様の御意見を伺っておきたいということである。

改定の是非、改定額等につき意見、質問等あれば発言していただきたい。

(委員) 仕入れ業者が消費税額を上げてくるから、自ずと仕入れ値が上がる。その分の値上げということならば、致し方ないのではないか。

(委員) 致し方ないと思う。もともと給食費は単価200円余りということで、その中での10円は大きいのかもしれない。消費税率が上がるとすればこういう形でやっていくべきではないかと考える。

(委員) 給食費改定額試算の中の中学校の3月分につき、マイナスが出ているのは返金ということか。

(事務局) 現行の給食費と改定した後の金額の差である。

(教育長) 実際払う金額が上がるわけだが、消費税分が上がるということか、給食費が値上がりするというコンセプトなのか。

(事務局) 消費税率改定の相当額を上げるとの考え方の中での試算で、



消費税分を上乗せするという考え方である。今後物価が上昇した場合には考える必要があるが、現段階においては少なくとも消費税率の改定分については上げないと給食運営が厳しいということで提案させていただいたものである。

(委員) 業者側の努力により、入札額が消費税率改定分より安価であったとき、消費税率が上がるという理由で給食費を引き上げたにもかかわらず消費税改定率までの価格差がないとき、話が違ふということにならないか。それであれば「給食費を値上げする」という方がかえって分かりやすいのではないか。

(事務局) 消費税率が例えば5%から8%になったが、実際の仕入れ価格は8%まで上がらなかった場合に余剰金が出て説明がつかないのではないか、そういった意味では全般的に見て、給食費の額はいつからこうした額にしたほうがよいのでは、といった御意見かと思う。

その御意見については、引き上げるとすれば、今後平成26年4月がポイントになる。その間の物価動向等も見必要があるので、今の御意見を伺うと、そういった方向でやらせていただいた方がよいのではというように感じた。

(委員) 多くなったものは、繰越金という形でいくのか。

(事務局) 差額をあまり多く出すことは、監査委員の方からも適当でないとの指摘を受けている。収入・支出の状況を勘案しながら、実際の仕入れ額があまり上がらなかったということであれば、良い食材を使わせていただくということで還元させたい。

(委員) 消費税が3%から4%に引上げになった際、引上率に対して物価の上昇率が何パーセントだったか。場合によって違ふだろうが、消費税率の上昇に伴う物価の上昇率の例示などあるか。

(事務局) 3%の消費税が導入された当時などの資料は持ちあわせていない。また、物価全体の中の食品に特化してくるので、同じように見ることは難しいのではと思う。

一方、今回の消費税率の改定に伴っては、還元セールの禁止や増税分の値引きを求めてはいけないということが打ち出されているので、実際には改定分に近いものが引き上がっていくのではという推測をしているところである。

(委員) センター給食は何年からか。

(事務局) 昭和44年からである。

(委員) 平成6年から平成9年に消費税率が3%から5%になったときの実際の給食の仕入れ値の変化比較ができると読めるのではないかと思う。

(委員長) 前回のところを参考にしてくださいということか。

	<p>(事務局) 時期が古いので資料が揃えられるかということがある。</p> <p>消費税が税率3%で導入された当時は給食費の単価引上げは行われなかった。その後3%が4%、4%が5%と改定されたが、その他諸々を勘案して平成12年度に給食費の改定をさせていただいたのではないかと、過去の経過からは読み取れる。</p> <p>(委員長) ほかに意見、質問はないか。</p> <p>(委員) なし。</p> <p>(委員長) これにて質疑を終了する。</p> <p>(事務局) これまでいくつかの御意見をいただいた。消費税率が上がる分の改定についてはおおむねやむを得ないとの御意見かと思う。平成26年4月に消費税率が上がるかどうかという決定もこれからで、また景気の動向によっては物価が上がる、下がるという状況も出てくると思う。今後更に検討させていただき、もし改定するとなれば改めてこの運営委員会に諮問させていただくことになるので、その際はよろしくお願ひしたい。</p> <p>(委員長) 協議事項2点目については以上である。</p> <p>以上をもって本日の予定は全て終了した。</p> <p>本日の委員会は、これにて閉会する。</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者： <u>0</u> 人
-------------	---	-----------------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： )
--------------	---

庶務担当課	教育部 学校給食課 (電話：560-2597)
-------	-------------------------

(日本工業規格A列4番)